

令和7年度第1回山形市動物愛護推進協議会

日 時：令和7年9月2日（火）

午後1時30分～

場 所：動物愛護センター 多目的ルーム

次 第

1 開 会

2 健康医療部長あいさつ

3 会長・副会長の選任

4 動物愛護絵画コンテスト審査会

5 報告事項

(1) 令和6年度事業実績について

資料1

(2) 山形市における山形県動物愛護管理推進計画の取組状況について

資料2・資料3

6 そ の 他

7 閉 会

協議会委員名簿

団体名	役職名	氏名
(公社) 山形県獣医師会	常務理事	松野 尚
(公社) 山形県獣医師会	理事	名和 祐子
J K C 山形県クラブ連合会	副会長	柏倉 美輝男
みしま町内会地域猫活動部	代表	相橋 恭子
村山動物愛護推進有志の会	会員	佐藤 香織
山形市自治推進委員長 連絡協議会	会長	宮舘 照彦
大郷地区町内会連合会	代表	佐藤 博志

【事務局】

所属	役職名	氏名
健康医療部	部長	奥山 泰子
健康医療部 動物愛護センター	センター長	桜井 武
動物愛護センター	主幹	佐竹 優
動物愛護センター	主査獣医師	笹原 智世
動物愛護センター	主査獣医師	根市 千賀子
動物愛護センター	主任獣医師	平野井 浩
動物愛護センター	主事	横山 海人
動物愛護センター	獣医師	佐藤 直人

令和 6 年度事業実績

1 犬・猫の収容、返還、譲渡、処分の状況

(1) 収容

単位：頭

区分			令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
種別	根拠法令	事務の種別						
犬	動物の愛護及び管理に関する法律	引取り	0	0	1	1	1	2
		負傷動物保護	0	0	0	0	0	0
	狂犬病予防法 山形市動物の愛護及び管理に関する条例	捕獲	19	9	13	16	17	17
	小計		19	9	14	17	18	19
猫	動物の愛護及び管理に関する法律	引取り	2	40	30	16	26	42
		負傷動物保護	86	97	156	93	98	49
	小計		88	137	186	109	124	91
合計			107	146	200	126	142	110

(2) 返還、譲渡

単位：頭

区分			令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
種別	根拠法令	事務の種別						
犬	山形市動物の愛護及び 管理に関する条例	返還	19	8	13	14	14	14
		譲渡	0	1	1	2	4	4
	小計		19	9	14	16	18	18
猫	山形市動物の愛護及び 管理に関する条例	返還	6	3	1	1	4	2
		譲渡	72	90	142	86	84	52
	小計		78	93	143	87	88	54
合計			97	102	157	103	106	72

(3) 処分

単位：頭

区分			令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
種別	根拠法令	事務の種別						
犬	狂犬病予防法	譲渡不適（注 1）	0	0	0	0	0	0
		収容中死亡	0	1	1	0	0	0
	小計		0	1	1	0	0	0
猫	動物の愛護及び管理に関する法律	譲渡不適（注 1）	11	6	3	4	13	24
		収容中死亡	22	33	22	18	17	7
	小計		33	39	25	22	30	31
合計			33	40	26	22	30	31

（注 1）譲渡不適：治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等のため、致死処分を行ったもの。

(4) 処分保留数（センターに保護されている動物の頭数）

単位：頭

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
犬	0	0	1	2	1	1
猫	12	35	30	12	12	6

2 犬・猫の苦情・相談件数

単位：件

区分		令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
種別	相談の種別						
犬	負傷	0	1	2	1	0	1
	財産等被害	0	1	0	0	0	0
	放し飼い・逸走	31	41	27	40	52	54
	捨て犬	0	2	1	0	0	3
	多頭飼育	0	0	0	0	0	0
	糞尿・悪臭	6	13	27	29	4	3
	鳴き声	11	14	11	7	7	5
	虐待	4	4	2	2	1	8
	引取り	5	6	18	14	8	13
	その他	42	35	45	100	82	98
	（内訳） 飼い犬に関すること	9	4	9	16	20	13
	譲渡希望／飼い主探し	9	7	12	29	34	53
	咬傷事故	9	8	10	9	11	13
	その他	15	16	14	46	17	19
	小計	99	117	133	193	154	185
猫	負傷	76	90	129	87	94	59
	財産等被害	3	3	0	2	5	1
	放し飼い・逸走	20	23	22	31	18	36
	捨て猫	3	6	9	11	8	8
	多頭飼育	8	7	9	11	9	11
	糞尿・悪臭	60	44	64	70	47	73
	鳴き声	1	2	2	4	6	2
	虐待	2	3	6	3	5	3
	引取り	49	20	93	117	124	184
	その他	368	417	230	410	337	353
	（内訳） 飼い猫に関すること	8	8	11	23	19	23
	野良猫に関すること（エサやり含む）	196	178	96	114	87	129
	譲渡希望／飼い主探し	75	82	55	160	117	145
	不妊・去勢手術費補助金	52	69	36	-	-	
	その他	37	80	32	113	114	56
	小計	590	615	564	746	653	730
合計		689	732	697	939	807	915
※猫のトラブルに関する相談件数		342	286	301	363	309	447

3 犬の登録、狂犬病予防注射実施状況

単位：頭

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
新規登録数（頭）	621	651	674	645	653	558
登録総数（頭）	8,866	9,117	9,319	9,503	9,497	9,564
予防注射接種頭数（頭）	7,982	8,023	8,146	8,329	8,345	8,553
接種率（％）	90.0	88.0	87.4	87.6	87.9	89.4

4 猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業について

【補助金交付実績】

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
不妊手術(メス)	289件	266件	262件	250件	124件
	2,890,000円	2,660,000円	2,620,000円	2,000,000円	992,000円
去勢手術(オス)	176件	176件	186件	119件	79件
	880,000円	880,000円	930,000円	595,000円	395,000円
合計	465件	442件	448件	369件	203件
	3,770,000円	3,540,000円	3,550,000円	2,595,000円	1,387,000円

参考：令和 6 年度に補助金を活用した町内会

- ①銅町自治会（6 頭）
- ②出羽 23 区幸町自治会（5 頭）
- ③十日町第二町内会（3 頭）
- ④宮 11 自治会（2 頭）
- ⑤香澄町一区町内会（1 頭）
- ⑥竈田一丁目町内会（1 頭）
- ⑦高田自治会（1 頭）

【ガバメントクラウドファンディングの実績】

ふるさと納税の仕組みを利用し、財源の確保だけでなく、猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業を広く周知し、適正飼養の普及啓発や動物の愛護に係る精神の高揚を図った。

実施期間：令和 6 年 8 月 8 日(木)から令和 6 年 11 月 5 日(火)まで（90 日間）

目標金額：2,000,000 円

寄附金額：1,153,222 円（達成率：57.6%）

寄附件数：57 件

内訳	令和 6 年度		令和 5 年度	
	件数	金額	件数	金額
市内	46人	1,055,222円	24人	871,000円
市外県内	1人	10,000円	9人	89,000円
県外	10人	88,000円	24人	497,000円
合計	57人	1,153,222円	57人	1,457,000円

〈参考〉実績比較

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
目標金額	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	1,300,000円	1,000,000円
寄附金額	1,153,222円	1,457,000円	1,492,000円	1,556,000円	1,132,500円
支援人数	57人	57人	68人	71人	78人
達成率	57.6%	72.8%	74.6%	119.6%	113.2%

5 地域猫活動団体等支援事業【新規】

飼い主のいない猫の適正な管理を図るため、地域猫活動を行う団体等に対して当該活動に必要な物品を支給する事業。

【支援対象者】

市内で地域猫活動を行う、

- (1) 市内に存する町内会
- (2) 同一世帯ではない3人以上の市民で構成されるボランティア団体

【支給物品】

支給する物品及び量は、

- (1) 猫用の餌
- (2) 猫用のトイレ材

対象者が地域猫活動の対象としている猫の1月分に相当する量

【申請状況】

4件

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・銅町自治会：5頭分 | ・みしま町内会地域猫活動部：14頭分 |
| ・十日町第二町内会：9頭分 | ・竈田一丁目町内会：18頭分 |

6 動物愛護絵画コンテスト開催事業【新規】

「動物愛護週間（9月20日(金)～26日(木)）」の行事の一環として、市内の小中学生を対象に絵画を募集し、動物を描くことを通じて動物愛護の精神を育み、命を大切にする心を養うことを目的として「動物愛護絵画コンテスト」を実施した。

【対象者】市内の小中学校に在籍する生徒

【各賞】最優秀賞（1名）、優秀賞（4名） 受賞者には賞状と記念品を授与

【表彰】動物愛護フェスティバル会場にて表彰

【作品展示】全作品

9月20日(金)～9月26日(木) 大郷コミュニティセンター（動物愛護週間）

10月1日(火)～10月10日(木) 山形市保健所3階展示コーナー

10月13日(日) 道の駅やまがた蔵王 樹氷ホール（動物愛護フェスティバル）

【応募作品】108点（小学校：46点、中学校：62点）



7 畜犬登録台帳等の整理

(1) 所在不明犬の確認

狂犬病予防注射の接種を促すハガキ送付後、返送のあった犬を対象として実態を調査し、畜犬登録台帳の整理を行った。

ア 対象

センター管内に登録のある犬のうち、狂犬病予防法第5条に定める狂犬病予防注射を促す郵便ハガキを送付後、あて先不明等で当センターに返送のあった全ての犬。

イ 調査方法

- ①電話調査 ②現地調査

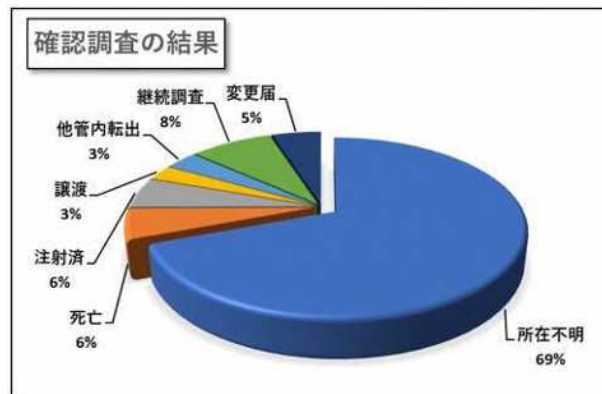
ウ 調査結果

(ア) 1回目調査（春季返送分 142件）

①犬又は犬の所有者の所在が不明	<u>100件</u>
②飼い犬が死亡していた	<u>10件</u>
③他者に譲渡していた	5件
④他の管内に転出していた	6件
⑤登録事項を変更した	9件
⑥狂犬病予防注射を接種していた	8件
⑦継続調査中	4件

(イ) 2回目調査（秋季返送分 37件）

①犬又は犬の所有者の所在が不明	<u>24件</u>
②狂犬病予防注射を接種していた	2件
③継続調査中	11件



エ 措置

(ア) 死亡届提出による消除 10件

※狂犬病予防法施行令第2条第1項の規定に基づき犬の登録を消除

(イ) 所在不明による消除 124件

※狂犬病予防法施行令第2条第2項第1号の規定に基づき犬の登録を消除

(2) 老齢犬の飼育状況調査の実施

畜犬登録台帳上、現存する老齢犬の飼育状況を調査・把握し、現状と一致するように登録原簿の整理を行った。

ア 対象

動物愛護センターが管理している畜犬登録台帳上、令和6年4月1日時点で25歳以上の犬（47頭）

イ 調査方法

①電話調査 ②現地調査

ウ 調査結果

①飼い犬が死亡していた 41件
②犬又は犬の所有者の所在が不明 6件

エ 措置

(ア) 死亡届の提出 18件

※狂犬病予防法施行令第2条第1項の規定に基づき犬の登録を削除

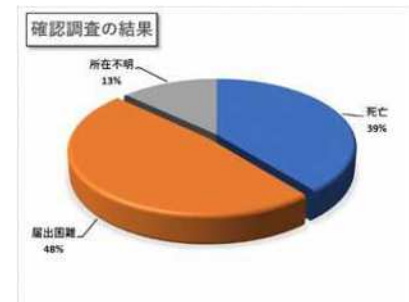
(イ) 所在不明 6件

※狂犬病予防法施行令第2条第2項第1号の規定に基づき犬の登録を削除

(ウ) 届出提出困難 23件

※狂犬病予防法施行令第2条第2項第3号の規定に基づき犬の登録を削除

※飼い犬が死亡していたが、死亡届を提出したくない者については、第3号該当として削除



8 愛護に関する取組の状況

・譲渡前講習会を月1回（毎月12日）実施 ※8・9月は臨時譲渡前講習会も実施

区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
開催回数（回）	12	17	19	22	28	20
うち臨時開催（回）	2	5	8	12	18	不明
受講者数（人）	215	152	304	219	184	150
平均受講者数／回（人）	18	9	16	10	7	8
受講世帯数（世帯）※	166	108	189	150	125	123
平均世帯数／回（世帯）	14	6	10	7	4	6

・山形市防災フェスティバルにてペット防災に関するブースを出展（9/28）

・動物愛護フェスティバルの開催（10/13 山形県、山形県獣医師会と共催）

・愛護教室

①はたらく体験事業 中学校2校

②探究事業 中学校2校、高校4校

③夏の体験ボランティア（対象：高校生） 2日間を3回実施

④霞城公民館のふれあい教室 など

・犬、猫の適正飼養チラシの配布



山形県動物愛護管理推進計画の概要

計画策定の趣旨

動物に関する多様な考え方の相互理解を進め、「人と動物の調和のとれた共生社会の実現」に向けて取り組むために策定。

計画の位置付け

「動物愛護管理法」に基づき、「動物愛護管理基本指針」に則して策定。

計画の期間

令和4年から令和13年度
(10年間)

動物愛護を取り巻く現状と課題

国の動き

動物愛護管理法の改正

- 動物取扱業者が遵守する犬猫の飼養管理基準の具体化
- 動物販売業者に犬猫へのマイクロチップ装着義務化（飼養者は努力義務）
- 遺棄や虐待等に対する罰則強化、虐待発見時の獣医師の通報義務化
- 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化 など

動物愛護管理基本指針の改正

- 平時からのペットの災害対策の推進
- 適正飼養の推進による動物の健康及び安全確保、返還・譲渡の促進
- 普及啓発・様々な団体や機関等との相互理解の醸成
- 周辺的生活環境の保全と動物による危害防止
- マイクロチップ等の所有者明示措置の推進 など

山形県のこれまでの取組と現状

改正前計画の主な取組

- 山形県動物愛護推進員制度の導入（平成28年11月）
- 人とペットの災害対策セミナーの開催（平成28年度～令和3年度に483人が受講）
- 「猫の適正飼養ガイドライン」の策定（平成30年3月） など

改正前計画の取組成果

○致死処分数の減少と譲渡率の増加

	平成24年度	改正前目標値（平成35年度）	令和2年度
犬の致死処分数	93頭	平成24年度の50%以下 (46頭以下)	1頭※ 達成
猫の致死処分数	2,235頭	平成24年度の50%以下 (1,117頭以下)	188頭 達成

※犬の致死処分数は、全国最少レベル

県内の現状

- 譲渡率の増加（H24→R2）犬：57.7%→100%、猫：4.8%→64.5%
- 猫の苦情相談件数の増加
 - ①H26 610件 → R2 1,717件
 - ②「引取り」に関するものが多い
 - ③背景に外飼いの猫や野良猫の繁殖、無責任な餌やり
- 犬や猫の多頭飼育問題の発生

今後取り組むべき主な課題

- 子猫の遺棄事案が未だに発生しており、また、収容される犬や猫の多くに所有者明示措置がなく飼い主への返還が困難
- 動物取扱業者における動物の適切な取扱いの徹底
- 外飼いの猫や野良猫、犬猫の多頭飼育問題などにより、地域的生活環境が損なわれる事態が発生する前の探知が必要
- 発災時のペットに係る対応の整備が不十分

改正計画の重点取組

- 【重点1】譲渡率向上・致死処分減少に向けた取組の強化
- 【重点2】動物取扱業のより一層の適正化及び犬猫の飼養管理基準の着実な運用
- 【重点3】人と動物が共存できる生活環境の確保
- 【重点4】平時からの危機管理対策の推進

数値目標

- 譲渡率の更なる増加
(犬100%、猫80%以上)
- 致死処分数の更なる減少
(犬0頭、猫94頭以下)令和2年度の50%以下



計画の推進方向

(青字は新規・拡充内容)

施策の柱1 動物の適正な飼養管理の徹底

＜施策1＞飼い主への適正飼養の普及啓発

- 猫の屋内飼い、不妊去勢の推進【重点1】
- マイクロチップ等の所有者明示の推進【重点1】
- 不適切な飼い方をする飼い主への指導強化【重点3】

＜施策2＞譲渡事業の推進

- ホームページやSNSの活用や動物愛護推進員等の協力等による譲渡事業の広報周知を強化【重点1】

＜施策3＞動物取扱業者の社会的責務の徹底

- 動物取扱業者への立入検査
- 犬猫の飼養管理基準の遵守状況の確認と監視指導【重点2】

＜施策4＞特定動物の適正な飼養管理の徹底

- 特定動物飼養施設への立入検査

＜施策5＞実験動物の適正な取扱いの推進

- 実験動物飼養施設における実験動物の取扱状況の把握

＜施策6＞産業動物の適正な取扱いの推進

- 生産農場への立入検査

＜施策7＞動物の遺棄・虐待の防止

- 警察など関係機関との連携
- 動物の遺棄・虐待は犯罪であることを普及啓発【重点1】

施策の柱2 動物愛護精神の醸成

＜施策8＞動物愛護行事の開催による動物愛護管理の普及啓発

- 動物愛護フェスティバルの開催

＜施策9＞学校等の教育現場での普及啓発活動への支援

- 動物愛護教育に関する相談に対応できる体制の整備

施策の柱3 県民の安全と安心の確保

＜施策10＞人とペットの災害対策の推進

- ペット同行避難の受入れ体制の整備【重点4】
 - ペット同行避難マニュアルの策定
- 災害時の動物救護体制の整備【重点4】
- 飼い主等への災害発生に備えた普及啓発【重点4】
 - 人とペットの災害対策に関するセミナーの開催

＜施策11＞周辺的生活環境の保全

- 所有者がいない猫対策の周知徹底【重点3】
 - 不妊去勢手術の徹底や給餌等管理の重要性を普及啓発
 - 山形県猫の適正飼養ガイドラインの改定
- 多頭飼育問題の未然防止【重点3】
 - 社会福祉機関等との連携体制を構築し不妊去勢を促進
 - 多頭飼育対策に係る講習会などの開催

施策の柱4 取組を推進するための環境の構築

＜施策12＞関係機関・団体等との協働事業の実施及び人材育成

- 動物愛護団体などの把握
- 関係機関・団体等との協働事業の構築
- 動物愛護推進員研修会の実施

＜施策13＞動物愛護センターの機能強化

- 動物愛護教室等の開催や情報発信の充実
- 動物愛護センターの被災動物救護拠点としての機能強化
- 庄内地区動物管理センターの移転新築を中長期的に推進

山形県動物愛護管理推進計画の取組状況（山形市版）

資料3

施策	具体策	取組状況					令和13年度末までの目標値																		
1. 飼い主への適正飼養の普及啓発	1. 猫の屋内飼い、不妊去勢の推進	<table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>猫の死亡収容頭数</td><td>527</td><td>395</td><td>392</td><td>297</td><td>338</td></tr></table> 〈山形市の目標値〉264頭以下						R2	R3	R4	R5	R6	猫の死亡収容頭数	527	395	392	297	338	猫の死亡収容数を令和2年度実績の50%以下に減らす。						
		R2	R3	R4	R5	R6																			
	猫の死亡収容頭数	527	395	392	297	338																			
2. 所有者明示の推進	環境省データベース（R6.3.31現在） <table><tr><td></td><td>犬</td><td>猫</td><td>計</td></tr><tr><td>マイクロチップ装着頭数</td><td>1,275</td><td>568</td><td>1,843</td></tr></table>						犬	猫	計	マイクロチップ装着頭数	1,275	568	1,843	マイクロチップの装着動物数を令和2年度の2倍に増やす。											
	犬	猫	計																						
マイクロチップ装着頭数	1,275	568	1,843																						
3. 不適切な飼い方をする飼い主への指導強化	<table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>犬猫に関する苦情件数</td><td>807</td><td>939</td><td>697</td><td>732</td><td>689</td></tr></table> 〈山形市の目標値〉605件						R2	R3	R4	R5	R6	犬猫に関する苦情件数	807	939	697	732	689	犬猫の苦情相談件数を令和2年度実績の75%以下に減らす。							
	R2	R3	R4	R5	R6																				
犬猫に関する苦情件数	807	939	697	732	689																				
2. 譲渡事業の推進	譲渡事業に係る広報周知の強化	<table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>犬の譲渡率（頭数）</td><td>100% (4)</td><td>66.7% (2)</td><td>100% (1)</td><td>100% (1)</td><td>—</td></tr><tr><td>猫の譲渡率（頭数）</td><td>70.0% (84)</td><td>79.6% (86)</td><td>76.8% (142)</td><td>67.2% (90)</td><td>87.8% (72)</td></tr></table>						R2	R3	R4	R5	R6	犬の譲渡率（頭数）	100% (4)	66.7% (2)	100% (1)	100% (1)	—	猫の譲渡率（頭数）	70.0% (84)	79.6% (86)	76.8% (142)	67.2% (90)	87.8% (72)	犬の譲渡率100%、猫の譲渡率80%
	R2	R3	R4	R5	R6																				
犬の譲渡率（頭数）	100% (4)	66.7% (2)	100% (1)	100% (1)	—																				
猫の譲渡率（頭数）	70.0% (84)	79.6% (86)	76.8% (142)	67.2% (90)	87.8% (72)																				
3. 動物取扱業者の社会的責務の徹底	動物取扱業者の社会的責務の徹底	<table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>立入件数</td><td>12</td><td>19</td><td>38</td><td>12</td><td>4</td></tr><tr><td>登録事業者数</td><td>25</td><td>24</td><td>22</td><td>21</td><td>23</td></tr></table>						R2	R3	R4	R5	R6	立入件数	12	19	38	12	4	登録事業者数	25	24	22	21	23	犬猫の販売を行う第一種動物取扱業者への立入検査3年に1回以上
	R2	R3	R4	R5	R6																				
立入件数	12	19	38	12	4																				
登録事業者数	25	24	22	21	23																				
4. 特定動物の適正な飼養管理の徹底	特定動物飼養施設への監視指導の徹底	<table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>立入件数</td><td>2</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>施設数</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>						R2	R3	R4	R5	R6	立入件数	2	3	1	0	2	施設数	2	2	2	2	2	特定動物飼養施設への立ち入り検査を年1回以上
	R2	R3	R4	R5	R6																				
立入件数	2	3	1	0	2																				
施設数	2	2	2	2	2																				
5. 動物の遺棄・虐待の防止	警察との連携強化、遺棄・虐待防止の普及啓発	<table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>遺棄件数</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td></tr><tr><td>遺棄頭数</td><td>14</td><td>13</td><td>14</td><td>9</td><td>5</td></tr></table> 〈山形市の目標値〉2件						R2	R3	R4	R5	R6	遺棄件数	5	4	4	4	2	遺棄頭数	14	13	14	9	5	猫の遺棄件数を令和2年度の50%以下 虐待通報への対応率100%
	R2	R3	R4	R5	R6																				
遺棄件数	5	4	4	4	2																				
遺棄頭数	14	13	14	9	5																				

施策	具体策	取組状況	令和13年度末までの目標値																	
6. 動物愛護行事の開催による動物愛護管理の普及啓発	動物愛護フェスティバルの見直し	令和6年10月13日に「やまがた動物愛護フェスティバル2024」を山形県及び山形県獣医師会と共同で開催した。 会場では、「動物愛護絵画コンテスト」の表彰式のほか、譲渡対象動物の紹介や飼い主のいない猫対策に関する展示を行い、動物の愛護と適正飼養の普及啓発を図った。	山形県動物愛護フェスティバルの年1回の開催																	
7. 小学校などの教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	1. 小学校などにおける飼育動物の現状把握	令和6年9月時点 小学校で、メダカ(26校)、メダカ以外の魚(12校)、熱帯魚(4校)、カメ・トカゲ・爬虫類(3校)、カエル・両生類(1校)、ザリガニ・エビ・カニ(2校)、昆虫類(7校)等が飼育されていた。 中学校で、メダカ(5校)、メダカ以外の魚(5校)、熱帯魚(2校)、ザリガニ・エビ・カニ(1校)等が飼育されていた。	小学校などにおける動物の飼育状況の把握																	
	2. 動物愛護教育に関する相談に対応できる体制の整備	令和6年度は、 ①はたらく体験事業 中学校2校 ②探究事業 中学校2校、高校4校 ③夏の体験ボランティア（対象：高校生） 2日間を3回実施 ④霞城公民館のふれあい教室 など 相談のあったものは全て対応している。（計約90名参加）	小学校などからの相談への100%対応																	
8. 県民の安全と安心の確保	1. ペット同行避難の受入体制の整備	令和2年3月「避難所におけるペット同行避難に関するガイドライン」を策定。	全市町村の地域防災計画にペット同行避難等に関する項目を整備																	
	2. 災害発生に備えた体制整備及びマニュアルの作成	○市内指定避難所におけるペット同行避難受入状況（R6.9.1現在） <table><tr><td>可</td><td>不可</td><td>検討中</td><td>計</td></tr><tr><td>80 (85.1%)</td><td>－</td><td>14 (14.9%)</td><td>94</td></tr></table> ※市内の指定避難所全てにおいて、ペット受入れスペースを設けるよう進めている。 ○同行避難が可能な指定避難所におけるペットの飼養場所 <table><tr><td>屋内</td><td>屋外</td><td>検討中</td><td>計</td></tr><tr><td>8 (10%)</td><td>59 (73.8%)</td><td>13 (16.3%)</td><td>80</td></tr></table> (R6.9.1現在)	可	不可	検討中	計	80 (85.1%)	－	14 (14.9%)	94	屋内	屋外	検討中	計	8 (10%)	59 (73.8%)	13 (16.3%)	80	災害時の動物救護体制と受援体制の整備	
	可	不可	検討中	計																
80 (85.1%)	－	14 (14.9%)	94																	
屋内	屋外	検討中	計																	
8 (10%)	59 (73.8%)	13 (16.3%)	80																	
3. 飼い主等への災害発生に備えた対応に係る普及啓発	ペット防災セミナー参加者数 <table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>参加者数 (人)</td><td>193</td><td>234</td><td>328</td><td>169</td><td>231</td></tr><tr><td>累 計 (人)</td><td>193</td><td>427</td><td>755</td><td>924</td><td>1,155</td></tr></table> ※これからペットを飼おうとしている方を対象とした譲渡前講習会において、同行避難等の災害時対応について啓発を図った。		R2	R3	R4	R5	R6	参加者数 (人)	193	234	328	169	231	累 計 (人)	193	427	755	924	1,155	セミナー参加者数 累計1,000人
	R2	R3	R4	R5	R6															
参加者数 (人)	193	234	328	169	231															
累 計 (人)	193	427	755	924	1,155															

施策	具体策	取組状況	令和13年度末までの目標値
9. 周辺の生活環境の保全	1. 所有者がい ない猫対策 の周知徹底	所有者のいない猫への給餌・給水等に伴い、周辺の生活環境が損なわれる事態に対しては、直接その管理者に助言・指導を行うとともに、原因となる猫の繁殖を抑制するため、不妊・去勢手術費の一部を補助する制度の活用についても周知している。 また、チラシ、広報誌、ラジオ等の広報媒体を活用し、広く適正飼養の啓発に努めている。	所有者がいない猫に関する相談への対応100%
	2. 多頭飼育問題の未然防止	山形市社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係者と「犬・猫の飼育問題に関する情報交換会」を開催し、関係機関の職員が各事案ごとに意見交換を行うことで、多頭飼育問題への発展を未然に防止するよう努めている。 また、山形市動物愛護推進員研修会においても、多頭飼育事案について意見交換を行い、適正飼養に対する関心と理解を深めている。	多頭飼育対策に係る講習会等の開催（年1回以上）
10. 関係機関・団体等との協働事業の実施及び人材育成	1. 動物愛護団体などの把握	市内に本拠地がある団体では、1団体を把握している。	動物愛護に関する活動を行っている団体等の活動状況の把握
	2. 関係機関・団体等との協働事業の実施及び人材育成	令和元年度に、山形市動物愛護推進協議会の設立及び動物愛護推進員制度を導入した。 令和7年8月1日に動物愛護推進協議会委員7名を選定し、令和6年3月26日には動物愛護推進員8名に委嘱状を交付した。 また、令和7年3月21日には、令和6年度山形市動物愛護推進員研修会を開催し、「山形市における飼い主のいない猫の苦情件数と行政施策の効果について」をテーマに意見交換を行った。	動物愛護活動団体との協働事業の構築 動物愛護推進員の委嘱 動物愛護推進員の研修会 動物愛護推進協議会の開催

山形市動物愛護推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の規定に基づき、動物愛護推進員(以下「推進員」という。)の委嘱の推進及び推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うとともに、動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るため、山形市動物愛護推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進員の委嘱の推進に関すること。
- (2) 推進員の活動に対する支援に関すること。
- (3) その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる機関、団体等から推薦のあった者のうちから市長が依頼する。

- (1) 公益社団法人山形県獣医師会
- (2) 動物の適正飼養又は愛護を目的として活動している団体
- (3) 動物取扱業者
- (4) 町内会関係団体
- (5) その他市長が適当と認める機関、団体等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(次項において「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、山形市動物愛護センターに置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

山形市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 動物の適正な飼養等（第9条—第11条）
- 第3章 動物の引取り、収容等（第12条—第16条）
- 第4章 事故発生時の措置等（第17条—第20条）
- 第5章 山形市動物愛護センター（第21条—第29条）
- 第6章 動物愛護管担当職員（第30条）
- 第7章 雑則（第31条）
- 第8章 罰則（第32条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）において定めるもののほか、この市における動物の愛護に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにすることにより市民の動物の愛護に係る精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物の管理について必要な事項を定めることにより動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 動物の所有者又は占有者（動物の所有者若しくは占有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。）をいう。
- (2) 飼い犬 現に所有され、又は占有されている犬（その所有者若しくは占有者以外の者から飼養され、又は保管されている犬を含む。）をいう。
- (3) 飼い猫 現に所有され、又は占有されている猫（その所有者若しくは占有者以外の者から飼養され、又は保管されている猫を含む。）をいう。
- (4) 野犬 飼い主のいない犬をいう。
- (5) 係留 飼い犬が人に害を加えないように、おりその他の囲いの中で飼養し、又は丈夫な

鎖等で固定的な施設若しくは物件につないでおくことをいう。

- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 市及び市民は、動物が命あるものであり、その命は尊いものであることを理解し、動物の愛護に関する意識を高めるよう努めなければならない。

- 2 市及び市民は、動物に対する考え方が多様であることを理解した上で、動物が社会において欠かすことができないものであることを認識し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、法及びこの条例の目的を達成するために必要な動物の愛護に関する施策を市民と共に実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、市が実施する動物の愛護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第6条 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、その飼養しようとする動物の本能、習性等を理解するとともに、将来にわたる飼養環境等を考慮し、当該動物をその終生にわたり飼養することができるかどうかを勘案した上で飼養を開始するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものに対する責任を十分に自覚し、当該動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。

- 2 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うよう努めなければならない。

- 3 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 4 飼い主は、動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、当該動物

をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。

5 飼い主は、周辺の環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心掛け、人と動物とが共生することができる環境づくりに努めなければならない。

6 動物の所有者は、やむを得ず当該動物をその終生にわたり飼養することが困難となった場合には、自らの責任において、当該動物を適正に飼養することができるものに譲渡するよう努めなければならない。

（動物販売業者の責務）

第8条 動物の販売を業として行う者は、市が実施する動物の愛護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養等

（飼い主の遵守事項）

第9条 飼い主は、動物の飼養又は保管を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を与えること。
- (2) 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。
- (3) 動物の適正な飼養及び保管をすることができる施設等を整備すること。
- (4) 汚物及び汚水を適正に処理し、施設等の内外を常に清潔に保つこと。
- (5) その飼養し、又は保管する動物の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないように適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。
- (6) 公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷しないこと。
- (7) 異常な鳴き声、ふん尿、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- (8) 逸走した場合は、自ら搜索し、収容するよう努めること。
- (9) 地震、火災その他の災害が発生した際には、その飼養し、又は保管する動物を保護するとともに、当該動物に起因する事故の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
- (10) 死亡した場合には、その死体を適正に処理すること。

（犬の飼い主の遵守事項）

第10条 犬の飼い主は、その飼い犬について常に係留をしておかななければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 飼い犬を制御することができる者が、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのな

い場所及び方法で飼い犬を訓練する場合

(2) 飼い犬を制御することができる者が、飼い犬を鎖等で確実に保持して運動させ、又は移動させる場合

(3) 警察犬、狩猟犬、盲導犬等をその目的のために使用する場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める場合

2 前項に定めるもののほか、犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬をその種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。

(2) 飼い犬が公共の場所又は他人の土地、建物等に排せつしたときは、直ちに排せつ物の除去その他の必要な措置を講ずること。

(3) 飼い犬に適切なしつけを行うこと。

(猫の飼い主の遵守事項)

第11条 猫の飼い主は、その飼い猫の安全の保持及び周辺的生活環境の保全につながるよう、飼い猫を室内で飼養するよう努めなければならない。

第3章 動物の引取り、収容等

(犬又は猫の引取り)

第12条 市長は、法第35条第1項本文（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により犬又は猫を引き取るときは、日時、場所その他これらを引き取るために必要な指示をすることができる。

2 市長は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により所有者の判明しない犬又は猫を引き取ったときは、当該犬又は猫の種類及び特徴、当該犬又は猫を引き取った日時及び場所その他必要な事項を2日間公示するものとする。

3 市長は、所有者が前項に規定する公示期間の満了後2日以内に当該犬又は猫を引き取らないときは、これについて譲渡その他の必要な措置を講ずることができる。

(犬の収容)

第13条 市長は、第10条第1項の規定に違反して係留がなされていない飼い犬があると認めるときは、当該職員にこれを捕獲させ、及び抑留させることができる。

2 前項の規定により捕獲を行う職員は、同項の飼い犬を捕獲するために必要と判断される限度において、その飼い主又はその他の者の土地、建物等（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その土地、建物等の所有者又はこれに代わるべき者が正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定により飼い犬の捕獲及び抑留を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により抑留した飼い犬の所有者が判明しているときは、その所有者に対し、通知を受けた日から2日以内にこれを引き取るべきことを通知するものとする。
- 5 市長は、前項の場合において、所有者が同項の規定による通知の到達後2日以内に当該飼い犬を引き取らないときは、これについて譲渡その他の必要な措置を講ずることができる。
- 6 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により飼い犬を抑留した場合（その抑留した飼い犬の所有者が判明している場合を除く。）について準用する。
- 7 市長は、第1項の規定により抑留した飼い犬に係る抑留中の飼養及び管理並びに返還に要する費用を、その返還を求める飼い主に請求するものとする。

（負傷動物の収容等）

- 第14条 市長は、法第36条第2項の規定により、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫その他規則で定める動物（以下「負傷動物」という。）を収容したときは、これに対して治療その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により負傷動物に対して行った治療等に要した費用を、その返還を求める飼い主に請求するものとする。
 - 3 第12条第2項及び第3項の規定は、法第36条第2項の規定により負傷動物を収容した場合について準用する。

（譲渡）

- 第15条 市長は、次に掲げる動物の飼養を希望するものについて、その動物を適正に飼養することができることを認めるときは、そのものにその動物を譲渡することができる。

- (1) 法第35条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により引き取った犬又は猫
- (2) 法第36条第2項の規定により収容した負傷動物
- (3) 第13条第1項の規定により抑留した犬

- 2 前項の規定による譲渡を希望するものは、あらかじめ、その旨を市長に申し出なければならない。

（野犬の駆除）

- 第16条 市長は、野犬が人の生命、身体又は財産に害を加え、又は加えるおそれがある場合において、通常の方法によってはこれを捕獲することが著しく困難であると認めるときは、

区域及び期間を定めて、薬物を用いてこれを駆除することができる。

- 2 市長は、前項の規定による駆除をしようとするときは、人、飼い犬等に害を及ぼさないよう、規則で定めるところにより、当該区域内及びその周辺の住民に対し、その旨を周知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

第4章 事故発生時の措置等

（特定動物の飼養者による緊急時の措置）

第17条 特定動物（法第25条の2に規定する特定動物をいう。以下同じ。）を飼養し、又は保管する者は、その飼養し、又は保管する特定動物が逸走したときは、直ちにその旨を市長及び警察官に通報し、かつ、周辺の住民に周知させるとともに、当該特定動物を捕獲するなど、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（事故届）

第18条 飼い犬が人にかみついたとき、又は特定動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたときは、その飼い主は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（措置命令）

第19条 市長は、飼い犬が人にかみついたときは、その飼い主に対し、直ちに必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の徴収、立入調査等）

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、必要な事項の報告を求め、又は当該職員に関係のある場所に立ち入らせ、物件を調査させ、若しくは関係人に対し質問させることができる。

- 2 第13条第3項の規定は、前項の規定により立入調査を行う職員について準用する。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第5章 山形市動物愛護センター

（設置、名称及び位置）

第21条 この市に第1条の目的を達成するための施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 山形市動物愛護センター
- (2) 位置 山形市大字船町1030番地の1

(事業)

第22条 山形市動物愛護センター（以下「センター」という。）においては、法第37条の2第2項に規定する動物愛護管理センターとしての業務を行うとともに、次に掲げる事業を行う。

- (1) 狂犬病の発生防止等のための必要な措置等に関すること。
- (2) 動物の愛護及び適正な管理に係る市民の自主的な活動を支援するための施設の提供に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために市長が必要と認めること。

(使用者の範囲)

第23条 センターの多目的ルーム（以下「施設」という。）を使用することができるものは、第1条の目的に添った活動を行う団体及び個人並びに市長が適当と認めるものとする。

(使用の許可)

第24条 施設を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可の際に、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外の目的に施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の不許可)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の許可をしないものとする。

- (1) 営利を目的として使用しようとするとき。
- (2) 公益を害するおそれがあるとき。
- (3) センターの建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他センターの管理上適当でないとき。

(使用の許可の取消し等)

第26条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第24条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用若しくは行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により第24条第1項の許可を受けたとき。
- (3) その他センターの管理上適当でないとき。

(原状回復の義務)

第27条 使用者は、施設の使用が終わったとき、又は前条の規定により使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(行為の禁止)

第28条 センター内では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に迷惑をかけること。
- (2) センターの建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷し、又は汚損すること。
- (3) その他センターの管理上適当でないと市長が認めること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、センターへの立入りを拒絶し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(損害の賠償)

第29条 センターを利用する者及び使用者は、センターの建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

第6章 動物愛護管理担当職員

(動物愛護管理員)

第30条 動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第37条の3第1項の規定に基づき、センターに山形市動物愛護管理員を置く。

第7章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第32条 第17条の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項の規定に違反した者
- (2) 第18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第19条の規定による命令に違反した者
- (4) 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による

調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第34条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に山形県動物の保護及び管理に関する条例（平成12年山形県条例第92号。以下「県条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（この市の区域内に係るものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前になされた県条例に違反する行為に対する罰則の適用については、県条例の例による。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。